

Title	吉野作造と大正の公論空間：地域メディアでの口述筆記から
Sub Title	Yoshino Sakuzo and public space in the Taisho period
Author	清水, 唯一朗(Shimizu, Yuichiro)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2012
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.29, (2012.) ,p.61- 103
Abstract	
Notes	特集：大正期再考
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20120000-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

吉野作造と大正の公論空間

——地域メディアでの口述筆記から——

清水唯一朗

はじめに

大正デモクラシーの先導者として知られる吉野の面白さのひとつは、彼が大学の枠に収まらず、広汎な言論活動を展開した点にあるのだろう。それはひと世代上による学術的営為の一線を越え、全国に展開していった。その背景には出版ジャーナリズムの発達があった。第一次世界大戦がもたらした好況と、政友会が進めた鉄道をはじめとする交通機関、高等教育機関の整備が、知識人のイニシアティブによる大正デモクラシーが展開する素地を提供した。⁽¹⁾吉野はそうした時代に現れた寵児であった。

『中央公論』をはじめとする総合雑誌での吉野の言論活動はつとに知られるところであるが、上述のように、

彼の言論は全国に張り巡らされたネットワークに乗って運ばれ、根付いていった。そうであるならば、吉野の言論がどう伝わっていたのかを明らかにし、総合雑誌における活動と照らしてみることに関心が湧く。

吉野が長年にわたって記事を書き続けた地域紙に『横浜貿易新報』がある。同紙には大正四（一九一五）年から一一年にかけて、実に八年、六〇題、一八一回にわたって吉野の名前による論説が掲載されている。この連載の存在は『吉野作造選集』別巻の著作年表によって知られているが、今回改めて網羅的に調査したところ、この年表に収録されていない論説が二〇題、五四件見つかった。

よって本稿では、吉野が同紙に執筆した経緯を明らかにしたうえで、そこで何が、どのように論じられているのかを明らかにし、地域メディアという吉野にとってもうひとつの言論空間に接近していく。⁽³⁾

一、『横浜貿易新報』の位置

まず、連載の媒体となった『横浜貿易新報』について確認しておく。日本を代表する国際貿易港であり、様々な文物が往來する横浜で刊行された同紙は、通常の地域紙とはやや異なる性格を有していた。

『横浜貿易新報』の創刊に先立つこと二〇年、横浜で、初の日本語日刊新聞として知られる『横浜毎日新聞』⁽⁴⁾が創刊された。明治三（一八七〇）一二月のことである。同紙は神奈川県令・井関盛良らの薦めにより横浜貿易商組合が刊行したものであり、相場や為替に関する情報を主に扱う経済紙であったが、明治六年に同社社長の養子である島田三郎が主筆となると征韓論争に端を発する議会開設運動の時流のなかで民権派新聞としての性格を強め、一二年には東京に移転して活動を続けた。

一一年後、新聞のなくなった同地に待望のメディアが生まれた。『横浜貿易新報』の前身となる『横浜貿易新聞』である。⁽⁵⁾ 明治二三年、奇しくも帝国議会が開設されたのと同年のことであった。日露戦争開戦直後の明治三七年六月には『横浜新報』と合同し、翌三八年に通号二〇〇〇号を記念して『横浜貿易新報』と名を改めた。「貿易及商業上の実利実益を主義となし、実業家の機関たること」を掲げ、経済紙としての役割を軸とした紙面作りが行われた。⁽⁶⁾

おりしも日露戦後、貿易量が飛躍的に増大する時代である。同紙が提供する情報は、横浜にとどまらず全国で求められた。このため、販売網は北は青森から、埼玉、群馬、栃木、茨城、福島、宮城、長野、静岡、山梨、愛知、京都、大阪、そして西の国際貿易港である神戸まで広がっていた。とりわけ生糸の産地にとっては、同紙がもたらす情報は経営判断を行う主要な材料となり、「生糸業界の聖典」と称されるほどであった。経済紙であり、広く影響力のあった同紙の位置づけが見いだせるだろう。

発行部数は明治三七年の段階で一万六〇〇〇部に達している。当時最多を誇った『大阪朝日新聞』『大阪毎日新聞』の二〇万部には遠く及ばないが、地方紙のなかでは『新愛知』（四万部）、『中京』（二万五〇〇〇部）、『扶桑新聞』（一万七〇〇〇部）に次ぐ第四位の位置を占めている。明治四〇年からは横浜開港五〇年に合わせて「横浜開港側面史」を連載するなど、⁽⁷⁾ 地域のメディアとしても足場を固めていた。

他方、同紙は、島田を支持する政論紙としての性格を持つようになっていた。衆議院横浜市選挙区では、地元経済界の支持を受けた島田が連続当選を続けていたが、市政や鉄道誘致をめぐる意見の相違から商人派が分裂する一方、政友会を支持する地主派が勢力を強めていた。第八回総選挙（明治三六年）では政友会から加藤高明が擁立されるなど、かつて島田が無投票で当選を続けていた頃とは様相が変わっていた。この時期、『横

「浜貿易新報」は島田を支援する中村房次郎ら横浜経済界の若手刷新派が経営を掌握しており、同紙は島田をはじめ、刷新派の機関紙としての性格を強めていく。かくして、同紙は横浜市政をはじめ、国政にまで及ぶ政論新聞としての性格も合わせもつようになっていた。

四三年、島田は横浜商業会議所の若手有力者である中村房次郎と図り、『東京日日新聞』経済部長の三宅磐を『横浜貿易新報』の社長兼主筆に招聘した。⁽⁸⁾三宅は早稲田大学を卒業したのち『大阪朝日新聞』『東京日日新聞』で活躍していた。

三宅と横浜の関わりは、その二年前、四一年に遡る。横浜では急激な都市化への対策が課題となっており、商業会議所では市政顧問を迎えて都市政策の立案を行うこととした。人選を任された島田が浮田和民らに依頼したところ、『東京日日新聞』で経済部長を務めていた三宅の名前が挙がった。

三宅は以前から都市問題に造詣が深く、研究の成果をすでに多くの論考として明らかにしており、そうした経歴が目にとまったのであろう。彼も自らの研究を実践する場として顧問就任を受け入れ、翌年からの市区改正計画に携わることとなった。⁽⁹⁾この頃からすでに三宅は『横浜貿易新報』に横浜の都市計画に関わる論説を發表していた。『横浜貿易新報』では社長の突然の辞任劇があり、都市計画の遂行とあわせて三宅に同紙を託すことになった。三宅がキリスト教を信仰していたことも島田との関係を深めることに繋がったのであろう。

以上のことから、『横浜貿易新報』の特殊な位置が明らかとなるだろう。同紙は、横浜における地域紙であり、国際貿易港を背景とした経済紙であり、全国紙であると同時に、島田と商人派の関係から大隈系の政論紙という性格を合わせもっていたのである。

二、島田三郎、三宅磐、小山東助、吉野作造

三宅を迎えた『横浜貿易新報』は、日露戦後の言論空間の拡大を背景に販売部数を拡大していった。そのなかで同紙の新しい色として現れてきたのが社会問題であった。三宅は都市問題との関わりをなかで社会問題にも関心を持ち、『大阪朝日新聞』在職時に安倍磯雄、片山潜、木下尚江らと交わり関西労働組合期成会に参加、菅野スガらと大阪同志会を結成するなど、積極的に社会問題、労働問題に関わっていた。

そうした関心から、大正三（一九一四年）、三宅はやはり社会問題に関心を持ち、島田らの経営する『東京毎日新聞』で活躍していた小山東助を論説担当として『横浜貿易新報』に招聘した。⁽¹⁰⁾小山は宮城県気仙沼に生まれ、第二高等学校、東京帝国大学文科大学哲学科を卒業、『東京毎日新聞』などで筆を振るう傍ら、早稲田大学で倫理と新聞研究の講師を務めていた。⁽¹¹⁾

三宅と同様に、小山の社会問題に対する視座はキリスト教の信仰と密接不可分なものであったが、彼が中学時代から親近し、共にキリスト教を学び、社会主義に接し、国家の精神的開発に尽力することを誓った盟友が吉野であった。⁽¹²⁾大正四年に実施された第一二回衆議院議員総選挙に小山が立候補すると、吉野は妻の反対を振り切って古川で応援演説に臨んでいる。⁽¹³⁾この両者の関係から吉野は『横浜貿易新報』と関係を持つこととなる。大正四年は『横浜貿易新報』にとって記念すべき二五周年の年であった。三宅はこれを同紙の飛躍に活用することを考え、主筆に昇格した小山とともに、花火、仮装行列、音楽会、演芸大会、婦人大会、青年大会、マラソン大会など数多のメディア・イベントを打ち出し、発行部数は一〇万部を超えることとなった。

なかでも軸となったのは、横浜のあり方を問う懸賞論文と、⁽¹⁴⁾記念の公開講演会であった。大正四年五月三日に行われたこの講演会に、吉野は堀江帰一、浮田和民とともに講師として招かれた。依頼をしたのは小山である。⁽¹⁵⁾吉野は夜八時から一時間にわたって「日支交渉論」と題して演説を行った。⁽¹⁶⁾

もつとも、吉野自身も島田と親しい関係にあった。上京後、小山を通じて島田に親しく接し、海老名弾正、江原素六とともに自己にとって親炙した三名の先輩として名前を挙げている。⁽¹⁷⁾島田の葬儀では吉野がその経歴を読み上げ、その全集は吉野を編者代表として彼らと関係の深いキリスト教系出版社である警醒社書店から刊行されている。⁽¹⁸⁾

同年十一月四日、『横浜貿易新報』は大正天皇の即位を記念して「大正講談」の連載を開始することとした。担当者は五月の講演会に登壇した堀江、浮田、吉野である。『横浜貿易新報』はこの連載の意義を次のように紹介している。

今更呶々する迄も無く、此三博士は共に現代学界の權威にして、而も頗ぶる時務に通曉せる活字者たり、惟ふに堀江博士の経済財政上の問題における、吉野博士の支那問題並びに世界の政治的問題に於ける、浮田博士の倫理宗教上其他苟も思想上の諸問題に於ける、其の見解の清新、穩健にして且つ極めて徹底的なる、誰か其講談に於ける第一人者たることを首肯せざる者あらんや。(中略)斯くて吾社は、御大典を迎ふるに際して、初めて意義ある奉祝を為し得る愉快を感ずると同時に、読者諸君もまた吾社精神の存する所を諒とするに咨ならざる可を信ず(「大典奉祝と吾社の記念計画 大正講談」)

以後、吉野は関東大震災の直前、大正二二（一九二三）年七月一四日までの八年間にわたって、毎月一回、同紙に寄稿することとなる。⁽¹⁹⁾

三、『横浜貿易新報』連載の全体像

それでは、吉野が『横浜貿易新報』連載した論説の全体像を見てみよう。【表一】は、今回行った追加調査の結果、現存する紙面で確認できたものを加えた一覧である。先述の公開講演を筆録した「日支交渉論」に続き、連載は大正四（一九一五）年一〇月一日の「国運の興隆に及ぼす宗教の影響」にはじまり、一二（一九一三）年七月一四日の「尼港事件の側面観（四）」にいたるまで、確認できるだけで六〇題、一八〇回に及ぶ。多忙である吉野が、滝田樗陰の提案により口述筆記のスタイルで『中央公論』をはじめとする原稿をまとめていたことはよく知られている。⁽²⁰⁾『横浜貿易新報』でも同様であり、連載初回の「国運の興隆に及ぼす宗教の影響」と、大正七（一九一八）年一二月一三日から六日連続で掲載された「戦捷の道德的意義（一）〜（六）」が講演記録であることを除けば、いずれも口述筆記である。

筆記は、初回は第一高等学校への進学を目指して東京の吉野家にいた弟の正平が筆記を担当し、大正六（一九一七）年以後は、横浜貿易新報社の宮城藤平が担当した。場所は大学、自宅のほか、学士会が多いが、横浜に所用がある際には、横浜で接待を受けながら口述を行っている。たとえば、大正七年七月九日、横浜経済会主催の講演に招かれた際は、昼過ぎに同地に入り「三宅宮城二君の行為により自動車を飛ばし冷（涼）しき借

表1 吉野作造による『横浜貿易新報』連載記事一覧

	タイトル	関連事項、関連記事	選集
1	日支交渉論 (1915年5月5日)	4月、「対支交渉の行悩」『中央公論』30年4号。 4月、「日支交渉」『新女界』7巻4号。 5月3日、貿易新報主催講演会にて講演(日記)。 6月10日、『日支交渉論』(警醒社)刊行。	未
2	国運の興隆に及ぼす宗教の影響 (1915年10月11日)	8月、「現代の政治と宗教」『開拓者』10巻8号。 10月9日、横浜青年会主催の講演会にて講演(日記)。	○
3	支那帝政問題と其の前途(上) (中)(下) (1915年12月1、3、4日)	12月、「支那帝政問題」『外交時報』22巻11号。 11月28日に自宅にて口述、正平が筆記(日記)。	○
4	帝政問題を中心とする近時の対支 外交(一)～(五) (1916年2月11～15日)	2月、「支那帝政問題の前途如何」『中央公論』 31年2号。	○
5	支那革命問答(一)～(三) (1916年5月14～16日)	5月、「支那統治の将来を論ず」『中央公論』31 年5号。 6月、「支那時局私見」『外交時報』23巻11号。	○
6	袁總統の死後に於ける支那の政界 (上)(下) (1916年6月16、18日)	6月、「支那益々混乱す」『中央公論』31年6号。	○
7	日露協約論(上)(下) (1916年7月28、29日)	8月、「日露協約の成立」『新人』17巻8号。 8月、「日露協約の成立」『中央公論』31年9号。	○
8	東西動乱の現勢(上)(中)(下) (1916年9月27～29日)	9月、「開戦第三年の眺望」『中央公論』31年10 号。 9月、「欧州戦争の現状」『基督教世界』1719号。 10月、「東西戦局の形勢」『新女界』8巻10号。	○
9	黄興と蔡鍔(一)～(五) (1916年11月12～16日)	11月、「支那第一革命ヨリ第三革命まで(一)」 『国家学会雑誌』30巻11号。	○
10	支那に対する米国の活躍(上) (中)(下ノ一)(下ノ二) (1916年12月15、17～19日)	12月、「米国の対東洋政策」『中央公論』31年13 号。	○
11	大戦講和の時期と戦後世界の形成 を論じて東洋モンロー主義に及ぶ (一)～(五) (1917年1月8～13日)	1月、「独帝の和議提案を批判す」『中央公論』 32年1号。 1月5日、朱入れ(日記)。 この連載のみ「戦後研究」8～10回。	○
12	憲政問答(甲の一)(甲の二)(乙 の一)(乙の二)(丙の一)(丙の 二)(丁) (1917年2月26～3月4日)	2月21日、口述筆記(宮城君)(日記)。 連載名が「大正講談」に戻る。	○
13	哲人政治か平民政治か(上)(中) (下) (1917年4月4～7日)	4月2日の口述筆記(野村君)(日記)。	○
14	欧州大戦と平民政治(一)(二) (二)の二(二)の三(三)(四) (1917年4月9、11～13日)	4月15日、「欧州大戦と平民政治」『大阪朝日新 聞』。	○
15	善政主義と政争無用論を駁す(一) (二)の一(二)の二(三) (1917年4月14～16日)		○

吉野作造と大正の公論空間

	タイトル	関連事項、関連記事	選集
16	所謂官僚閥族は何を憲政発達の為めに貢献せるや (一) (二) (三) (四) (五) (1917年4月17、18日)		○
17	支那最近の政変 (上) (中) (下の上) (下の中) (下の下) (1917年6月23～26、28日)	6月12日、口述筆記(野村君)(日記)。 6月、「最近支那政界の二大勢力(1)」「外交時報」25巻12号。 7月、「第三革命ニ就イテ」『国家学会雑誌』31巻7号。 7月、「最近支那政界の二大勢力(2)」「外交時報」26巻2号。 8月、『支那革命小史』(万葉書房)刊行。	○
18	講和問題に対する観察 (上) (中) (下の上) (下の下) (1917年9月9～12日)	9月5日、口述筆記(野村君)(日記)。	○
19	日米関係の回顧 (其一) (其二) (其三) (其四) (其五) (1917年11月16～20日)	この回から「大正講談」のタイトルがなくなる。 11月2日、口述筆記(宮城君)(日記)。	○
20	日米共同宣言に就て (其一) (其二) (其三) (其四) (其五) (1917年12月13～17日)	12月、「日米共同宣言の解説および批判」『中央公論』32年13号。 12月4日、口述筆記(宮城君)(日記)。 12月、「日米共同宣言と我対支政策」『東方時論』2巻12号。	○
21	欧州戦局の過去一年と来る可き一年 (其一) (其二) (其三) (1918年1月1～3日)	12月22日、口述筆記(宮城君)(日記)。	○
22	露国政界の近状は果して東亜に対する威嚇たるを得るや (一) (二) (三) (四) (1918年3月9、11～13日)		○
23	陸戦隊浦塩上陸問題と対露外交の失敗 (一) (二) (三) (四) (1918年4月27～30日)	4月11日、口述筆記(宮城、藤平)(日記)。 5月、「対露政策に対する国民としての希望」『中央公論』33年5号。	○
24	西比利亞最近の形勢と反過激派援助問題 (一) (二) (三) (四) (1918年5月14～17日)	5月2日、ロシア立憲民主党ミタエルスキーの話を書く(日記)。 5月4日、口述筆記(宮城君)(日記)。 6月、「対露政策の刷新」『中央公論』33年6号。	未
25	対支外交政策に就て (上) (中) (下) (1918年6月15～17日)		○
26	(新聞原紙、現存せず)	7月9日、磯子偕楽園にて口述筆記(三宅、宮城)(日記)。	未
27	政界の近状 原内閣の成立 (上) (下) (1918年10月6、7日)	10月、「原内閣を迎ふ」『中央公論』33年11号。 10月、「和機果して熟せりや」(同上)。 10月、「徐世昌の大總統就任」(同上)。	未
28	政界の近状 大總統の新任 (1918年10月8日)	10月、「徐世昌の立てる舞台」『東方時論』3巻10号。	

	タイトル	関連事項、関連記事	選集
29	政界の近状 独塊和議提唱の説 (1918年10月9日)		
30	講和は如何にして来るか (一) (二) (三) (四) (1918年11月13～16日)	11月5日、口述(宮城、藤平)(日記)。 11月18日、「戦後各方面に於ける世界の中心地」 『東京朝日新聞』。	未
31	戦捷の道徳的意義 (一) (二) (三) (四) (五) (六) (1918年12月13～18日)	11月29日、「戦勝の道徳的意義(上)」『護教』 1424号。 12月、「戦勝の道徳的意義」『新人』19巻12号。 12月6日、貿易新報主催の時局学術講演会(日 記)。 同日、「戦勝の道徳的意義(下)」『護教』1425 号。 12月8日、大阪講演「戦乱終熄の道徳的意義」。 5000人。「日本第一の大公堂にてやつたのは今 度が始めてなり」(日記)。	未
32	大正七年の回顧 (一) (二) (1919年1月4、5日)	12月25日、朝宮城君。多忙、延期して貰う(日 記)。 12月29日、口述筆記(宮城君)(日記)。 1月、「大正七年の回顧(二)」『六合雑誌』39 巻1号。	未
33	選挙法改正案の批評(上)(中) (下) (1919年3月9～11日)	2月、「選挙権拡張問題」『中央公論』34年2号。 2月21日、普通選挙法研究会に出席(日記)。 3月6日、口述筆記(宮城君)(日記)。 4月、「予の選挙権拡張論の批評に就て」『中央 公論』34年3号。 4月25日、『普通選挙論』(万葉書房)刊行。	未
34	人種問題と日米関係(上)(中) (下) (1919年4月12～14日)	3月8日、ヘボン講座「日米問題の概念」(日 記)。 4月、「人種差別撤廃運動と日米問題」『東方時 論』4巻4号。 4月10日、口述筆記(宮城君)(日記)。 5月、「人種問題と日米関係」『海国公論』。 5月、「人種的差別撤廃問題について」『中央公 論』34年5号。	未
35	山東問題 (一) (二) (三) (四) (1919年5月2～5日)	5月20日、「山東問題(一)～(七)」『大阪毎 日新聞』(～26日)。 5月22日、「支那から日本軍閥の手を退け」『東 京朝日新聞』。 6月、「山東問題に対する外交精神」『解放』創 刊号。 6月、「山東問題解決の世界的背景」『中央公論』 34年6号。	○
36	朝鮮問題に就て(一)(二)(三) (1919年6月11～13日)	6月8日、横浜にて葬儀に参列。宮城君を煩し て貿易新報のための一文を筆記して貰ひ夕食の 饗をうけて辞し帰る(日記)。 6月19日、黎明会に宋秉燾を招く。会員感激 (日記)。 7月、「朝鮮事件の意義」『海国公論』。	○

吉野作造と大正の公論空間

	タイトル	関連事項、関連記事	選集
		7月、「朝鮮統治の国民的支配」『中央公論』34巻7号。 7月4日、「朝鮮問題に就て」『護教』1454号。	
37	労働運動（上）（下） （1919年7月12、13日）	6月14日、期末試験（一）近代における民族主義の発達、（三）現代労働運動の史的観察、ほか二題から択一（日記）。 7月、「労働問題と人道主義」『経済時論』7巻14号。 7月15日、「労働問題の要諦」『中央公論』34年8号。 8月、「労働者階級の解放」『海国公論』。	未
38	労働不安（上）（下） （1919年10月6、7日）	8月25日、小山東助没。26日、鎌倉にて葬式（日記）。 8月、「労働運動に対する吾人の態度」『新人』20巻8号。	未
39	普通選挙と国民の自由（一）（二）（三）（四） （1919年11月25～28日）	10月、「普通選挙について」『中央公論』34年11号。 12月2日、「普通選挙論」『河北新報』（～4日）。 1月、「普通選挙論」『六合雑誌』40巻1号。	○
40	対東洋政策の根本的誤謬（上）（下） （1920年1月3、4日）		○
41	言論の自由と国家の干渉（上）（中）（下） （1920年1月26～28日）	1月15日、森戸君学校に見ゆ（日記）。 1月16日、「クロボトキンの思想の研究（一～七）」『東京朝日新聞』（～19日）。 1月23日、口述筆記（宮城君）（日記）。 2月、「言論の自由と国家」『中央公論』35年2号。 3月、「言論の自由と国家の干渉」『我等』2巻3号。	○
42	解散より総選挙（上）（下） （1920年4月11～12日）	3月15日、宮城藤平君来訪 4月、「解散と総選挙」『中央公論』35年4号。	未
43	普選問題（上）（下） （1920年6月12、13日）	4月16日から8月23日まで日記なし。	○
44	支那の動乱に就て（上）（下） （1920年7月25、26日）	9月、「対支政策の転換」『中央公論』35年10号。	○
45	日米紛議の解決（上）（中）（下） （1920年9月26～28日）	9月14日以降、日記なし。 10月、「加州排日立法の対策」『中央公論』35年11号。	未
46	人種平等の提唱と日米問題（上）（下） （1920年10月27、28日）	11月、「日米両国の懸案」『中央公論』35年12号。 11月、「日米問題」『婦人之友』14巻11号。 11月、「加州土地法の合法性」『国際法外交雑誌』19巻3号。	未
47	外来思想に対する謬見を匡す（一）（二）（三）（四） （1920年12月19～22日）	12月、「社会主義の話」『婦人之友』14巻12号。	21年に誤記。
48	帝国外交の失態（上）（下） （1921年1月4、5日）	1月、「外交上における日本の苦境」『婦人公論』15巻1号。	○

	タイトル	関連事項、関連記事	選集
49	尾崎氏の進退に就て (一) (二) (三) (四) (1921年2月7、8日)		○
50	昇格問題の純理的観察 (上) (中) (下) (1921年3月3～5日)	3月、「昇格問題と臣節の側面観」『中央公論』36年3号。	未
51	ヤップ島問題 (一) (二) (三) (1921年5月5～7日)	5月、「ヤップ島問題」『中央公論』36年5号。	○
52	社会的制度の精神的根底 (上) (中) (下) (1921年6月21～23日)		○
53	政党政治の革新 (一) (二) (1922年3月28、30日)	3月、「議会政治の刷新」『中央公論』37年3号。	○
54	新らしき支那の思想的解剖 (上) (中) (下) (1922年5月22～24日)	4月15日、「支那に於ける反基督教運動」『東京朝日新聞』(～16日)。 5月、「社会運動と基督教」『新人』23巻5号。	○
55	ゼノア、海牙会議 討論の内面観 (一) (二) (三) (1922年7月25～27日)	5月28日、「私有財産と戦時債」『東京朝日新聞』。	○
56	武器問題と軍閥の対東亜計画 (上) (中) (下) (1922年10月14～16日)	10月10日、宮城君来る。貿易新報のため一文を口授す。「武器問題と軍閥」といった様な題也(日記)。 11月、「軍閥の牽強付会を嗤ふ」『中央公論』37年12号。	未
57	我国政界の解剖 (原紙存在せず)	11月24日、宮城藤平君来る。「我国政界の解剖」を口授す(日記)。 12月、「我国政界の実相に目覚めよ」『中央公論』37年13号。	未
58	政治発達史上より見たる支那と日本と欧米 (1923年1月1日)		○
59	政界所感 (上) (下) (1923年3月27、29日)		未
60	尼港事件の側面観 (一) (二) (三) (四) (1923年7月11～14日)		未

横浜開港資料館蔵『横浜貿易新報』複製版による。
同複製版は現在発見されている同紙の原紙を網羅的に複製しているが、それでも、大正7(1918)年7～9月、10年7月～11年1月を中心に欠落がある。
『吉野作造選集』別巻の著作年表に挙がっているものには○を、未掲載のものには「未」と記した。

表2 『横浜貿易新報』連載の原稿料

年	原稿料(年)	上段：タイトル数 下段：連載回数	原稿料(上 段：1タイ トルあたり、 下段：1回 あたり)	吉野の総年収
大正6 (1917) 年	100円	10タイトル 34回	10円 3円	5,660円
大正7 (1918) 年	100円	9タイトル 33回	11円 3円	6,800円余
大正8 (1919) 年	150円	8タイトル 23回	6.5円 18.8円	8,983円
大正11 (1922) 年	400円	5タイトル 10回	80円 40円	13,989円

「日記原本巻末資料」〔吉野作造選集 15〕(岩波書店、1996年)をもとに算出、作成。

楽園の一室にて貿易新報のために口述」したのち、夜の講演に赴いている。その後も横浜貿易新報社主催の講演会に登壇するなど、同社を軸に横浜と吉野の関係が持たれていた。

吉野が多忙を極めるようになると連載の回数は減少する。同時期に三宅の依頼で連載をはじめて、三宅の死去まで欠かさず執筆した与謝野晶子とは対照的である。⁽²¹⁾ もっとも、大正八年に小山が没したのちは、吉野にとって同紙への義理は薄まっていたのかもしれない。

連載回数が減少する一方で原稿料は上がっている。吉野が残した出納記録から『横浜貿易新報』の原稿料をまとめたものが【表2】である。原稿料は、講演(大正四年、一五円)や懸賞論文の審査報酬(大正一一年、五〇円)などとは別に毎年一二月に一年分をまとめて支払われていたようである。⁽²²⁾

『中央公論』『婦人公論』『東方時報』といった月刊誌の原稿料はおおむね月三〇円であり、他の新聞に論文を寄稿した際にはおおむね五〇円を得ている。当初、『横浜貿易新報』の原稿料は格安であったものが、小山の歿後、原稿料の値上げと連載回数の減少により他紙と同程度まで上がったようである。

ある。

吉野の論説は必ず二面に掲載されている。内容を大別すると、初期は中国情勢に関する論述と国際情勢の分析が多く、後期に行くほど国内政治と憲政論を扱う比重が増す。中期以降は日米関係論も一つのテーマとなっている。

以下、このなかから三つの特徴を抜き出して、吉野が本紙を通じて何を伝えようとしたかを考えていきたい。第一は大正六（一九一七）年四月に行われた集中連載「欧州大戦と平民政治」を中心とする議論である。吉野はその時々に関心に応じて、複数のメディアに同内容の論説を展開する傾向があるが、この記事は同月一五日の『大阪朝日新聞』に同名の記事が掲載されたほかは見出すことができない。地方メディアに限定された論説である。

第二に、大正七年九月に原敬政友会内閣が誕生する前後から同九年ごろまでにかけて、政党政治への淡い期待を展開した論説が見られるようになる。これは第一の点で主張した思想が実際に接近していった時期であろう。

第三に、大正八、九年に現れる日米関係に関する記事である。そこからは、単に日米関係の帰趨を論じるだけでなく、人種問題を材料に、日本を考える鏡としてアメリカを捉えていたことが見出される。以下、この三点について検討していきたい。

四、第一次世界大戦と平民政治への胎動

大正三（一九一四）年に端を發した第一次世界大戦を多くの日本人は「天佑」と捉えたが、欧州に留学して社会運動の勃興を目の当たりにしてきた吉野は、やや異なる角度からこの状況を見ていた。

大戦の局面は、大正六（一九一七）年四月にアメリカが参戦したことで連合国側の勝利という見通しが立つようになった。吉野はその同月五日から一八日にかけて四タイトル一二回にわたる異例の集中連載を行っている。

この背景にあるのは、大戦前の欧州で看取した社会運動の興隆と、吉野の眼前に展開されていた日本政治の変動であろう。前年、大正五（一九一六）年一〇月には第二次大隈重信内閣が総辞職し、大隈が推した加藤高明憲政会総裁ではなく、寺内正毅が内閣を組織した。山県の寵児である寺内が組閣したことで、世論一般はこの内閣を超然内閣の再来と捉えていた。

寺内は、桂園時代に西園寺内閣の副総理を自認して総合調整に当たったことから、政友会との関係に一定の自信を持っていた。政友会の好意的中立を軸とした政権運営を企図した寺内は、その確保に成功し、議会における野党優位を覆すべく衆議院を解散、総選挙の実施を大正六年四月二〇日に定めた。

前年一月の『中央公論』に「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」を表してからの吉野は大学人として、言論人として多忙を極めていた。この時期は来たる総選挙の応援で小山東助のために宮城へ、今井嘉彦のために大阪へと各地を飛び回る慌ただしさであったが、その一方で日頃を増して盛んに口述筆記に努めており、『中央公論』の滝田や高野、『東方時論』の野村が連日訪れている。

『横浜貿易新報』の宮城は、三月二三日の夕方に筆記に訪れたが、その日のうちには終わらず、一週間後の三〇日午前に再訪してかたちとなった。⁽²³⁾この成果が一二回の集中連載であった。

この時期に集中して膨大な論説を世に送り出したのは、来る総選挙に対する吉野の姿勢を表している。彼自身、この選挙で初めて投票権を行使するなど、⁽²⁴⁾民意の発露たる選挙に強い関心を持っていた。それは、旧来の藩閥政治批判とはトーンの異なる、民主主義の推進者たちに向けられたものであった。

(一) 「哲人政治か平民政治か」

連載記事を見ていく。集中連載の劈頭を飾ったのは四月五日（木）から七日（土）の三回に分けて掲載された「哲人政治か平民政治か」である。冒頭、吉野は寺内内閣、超然内閣を攻撃する専制政治という語に対して、それを擁護する哲人政治という表現が現れてきたことを指摘する。

哲人政治説とは、政治という重大なる問題は、一般人民のよく之れを知り得る所ではない。一般人民は須く之れを少数の哲人に任せ、其人の智識才能を信用して、何等干渉する所なく十分に其手腕を揮はした方がよいというのである。（「哲人政治か平民政治か（上）」）

寺内内閣の成立以後、政権の構成は問題ではなく、そこで行われる政治、政策で是非を判断すべきだとする哲人政治、善政主義の議論が寺内内閣を擁護する論理として現れてきていた。議会政治を重視する論者たちは、この言説を警戒し、その問題点を盛んに指摘している。⁽²⁵⁾吉野のこの議論もそのひとつであった。

吉野は、権力の集中、決定の集中という集権が賞賛される背景には、欧州での戦争で専制的なドイツ、オーストリアが戦勝を収め、議会を重視するイギリス、フランスが追い込められている状況があると考察しながら、

日本人一般にあるこうした見方の裏側で、同様に専制を採ってきたロシアでは革命が起こり、ドイツ帝国も国内が動揺している事実を掲げて疑問を呈した。

その上で吉野は、閥族政治、政權壟断が充満したことで、近世以降はその反動として自由を求める市民の声が高まったことを論じる。日本で平民政治が十分に効果を表さなかった原因は「従来權勢を壟断して居った閥族官僚の跋扈の結果」であり、換言すれば「平民政治が、閥族官僚の爲めに妨げられて居った結果である」と帰責した。

哲人政治の問題として指摘されるのは、国民と没交渉である点である。「賢者の最も陥り易き過ちは、賢を以て自ら居る所にある。謙抑以て天下の公論に耳を傾くる者に非ずんば吾々は終局に於て安心して国政を託する事は出来ない」と説く。

そうした議論には、衆愚政治の危険を説く反論が予想されるが、代議政のもとでは、政治家は国民の意見を聞き、国民は政治家の説明を「厭が応でも」聞くこととなるのだから、この批判は当たらないと退ける。これは当時、哲人主義を唱え、代議政治の意味は「凡俗は一層的確に賢者を発見し得、賢者は一層迅速に凡俗の要求を探知し得る便宜がある」とした田中王堂の議論にも通じる。⁽²⁶⁾吉野は、ここで国民に対する政治教育が行われる点を強調し、その最たる機会として総選挙の存在を挙げる。

国内に於ける少数識者の各種の意見は、代議政体運用の必然の結果として、国民の心理の上に大に競争する。其の生存競争の結果として、最も優良なる意見が、民間の輿論の内容として残るべき識の者である。

(一) 哲人政治か平民政治か (中)

そうであるとすれば、選挙に臨む国民にはどのような能力が必要とされるのだろうか。ここで吉野は、国民に必要なのは政治家を指導することではなく、優良なる意見を見分け見出す能力を持つことであると論じる。そして教育が普及し、交通が発達し、文明が国中に行き渡った今日においては、「国民は最早十分にこれ丈の程度に達している」とする。

しかし、平民的監督はまだ本来の役割を発揮するには至っていないと、国民に注意を喚起することも忘れないう。そして、これまで指摘されてきた平民政治の欠点や弊害は、平民政治それ自体に固有な欠点ではなく、その徹底的な実施が妨げられているために起こるものであるとして、平民政治を実現する必要性を説いた。

大正政変により、世論の趨勢はひとたび平民政治に傾いたかに見えたが、世界大戦の勃発と大隈内閣が見せた混乱を背景に、再び藩閥政治への期待が息を吹き返しつつあった。その状況に対して、吉野は政治教育としての選挙の意義を説き、衆議に基づいた政策競争によって輿論を導き、平民政治の実現に至る道程を示した。

(二) 「欧州大戦と平民政治」

哲人政治批判が平民政治論の概説であったのに対して、続く「欧州大戦と平民政治」(九日(月)～一三日(金)、全四回)は、欧州に事例を採った詳説である。⁽²⁷⁾

はじめに提示されたのは、二〇世紀という新時代を動かすのは平民政治ではないという言説である。一九世紀の混乱を取捨したのは確かに平民政治であったが、それはすでに終わりを迎えているのではないかという議論があった。「英吉利は平民政治に毒せられ、国民皆個人的自由を熱愛するの余り、国家の爲めに喜んで生命

財産を提供するの美德を知らない」という批判である。

そうした問題点があることを吉野は認める。しかし、そのために英仏が、平民政治が敗れつつあるという見方は早計であるとして退け、むしろ平民政治の真骨頂が現れるのはこれからであると主張する。「彼等が一旦覚醒していよいよ進んで国事に当たるといふことになる」と、一個人一個人が其の目的を意識して尽すのであるから、非常に強い」という見立てである。

他方、ドイツが優勢であることの理由は専制政治ではなく、「貴族富豪の階級に属する所謂上流の社会が非常に堅実にして且つ賢明なる結果である」と論じ、ロシアで革命が起り、ドイツではまだ抑えられている理由には貴族階級の差にあるとする。日本の藩閥に対する間接的な批判でもあろう。

しかし、そうした状況があるドイツでさえ平民政治を求める声が高まっているとして、社会運動の止まざる勢いを説明する。

国民全体は、其の専制的政治組織に対して甚だ不満足なのである。此のことは同社会党の年々増加して止まざるにしても分るのである。(中略) 最近数年間の形勢に照らして、我々は実は独逸も早晚専制政治を止めるであろう、又、止めねばならないであらうと考へて居った。(欧州大戦と平民政治(二))

もつとも、イギリスもフランスも、大戦に臨むにあたって閣僚数を減らし、意思決定を集中強化していた。しかし、ここでは吉野は「是れは唯だ直接軍事上の計画に就いての話のみであり」、軍事以外の一般政務は、これまで通り議会の監督のもとにある点を強調する。

かくして吉野は、二〇世紀の新時代は平民政治の終わりであるとする議論はいずれもその運用に対する牽強付会な批判に終始する、「西洋の書物を故意に半分読んだこじつけた論結」であり、民主主義の本質を損なうものではないと断じる。

吉野が重視して説いたのは、自由思想の歴史であった。一九世紀の世界的動乱が思想的変動を及ぼしたように二〇世紀の変動があるという説があるが、自由思想は一九世紀に突然起こったものではないとして、大戦後の世界における平民政治への見通しを示した。

一旦発せられた「自由」という思想は、今後益々開発せらるべき運命のもので、最早決して其の前途を他の小事件の爲めに阻止せられるべき筈のものではない。(中略) 欧州大戦の影響として来るべき所の戦後の思想界の変動は、十九世紀の初めより起り来つた一大原理の方向転換に非ずして、却つて其の完成であり、其の充実であり、其の猶は一層の進歩である。平民政治は戦後に於て更に大に改革せられ、更に新たな形に於て世界の総ての国に花を咲き実を結ぶべき運命にあるものである。(欧州大戦と平民政治(四))

政治体制と国家の富強は別の問題であり、現状の戦時体制は特殊な状況であることと理解させようとしてい
る。平民政治は世界的趨勢であり、一九世紀から連続する自由への動きは止められない。その意味において、
来る総選挙を看過するわけにはいかなかったのである。

(三) 「善政主義と政争無用論を駁す」

「平民政治への時代的要請を論じた吉野は、次に政党政治論を展開していく。一四日（土）から一六日（月）の三日間掲載された「善政主義と政争無用論を駁す」は、総選挙まで一週間を切るなかで、日本人の政治文化に変質を訴えかけるものであった。

今回の選挙の争点は政権構成の形式、すなわち超然内閣か、政党内閣か、そのいずれが憲政の本義に合致するかを選ぶ点にあると、議論は一挙に本旨に切り込んでいく。平民政治を世界の趨勢であるとする吉野にとって、その選択が政党政治にあることは自明であった。

もちろん、現在の政党には満足してはいないと留保しつつも、その原因の大半は平民政治の徹底的施行を妨げていた閥族官僚にあるとし、政党にも反省を求めると同時に、閥族官僚の排斥を図る必要があると主張する。

閥族官僚という表現は、言うまでもなく寺内内閣を指している。戦時であり、大隈内閣による混乱の後でもあり、その統治手腕に定評があった寺内による内閣には一定の期待が寄せられていた。藩閥内閣に対する評価が厳しいなかでも、寺内であれば善政を行い得る、政争を避け、寺内内閣のもとで官民が一致強調して戦時を乗り切っていくという、善政主義、政争無用論に対し、吉野はこの風潮を難じる。

善政主義を採るのであれば、超然内閣よりも政党内閣が適合的なことは、平民主義に立つ吉野からすれば論を俟たない。閥族官僚による超然内閣で達せられるのは真に善政であるのか、超然内閣は民心を率いることができるのかと疑問を呈する。

平民と没交渉に政治を行ふといふことは、人民を受動的地位に置くものにして、結局、国家の根本的富強を図る所以に反くこと無きや否や。（中略）所謂善政主義は、（中略）個人に向つては唯だ服従と盲目的信

頼を強ゆるのみなるが故に、結局において斯く個人其のものの完全なる發達を見ることのできない訳になる。(善政主義と政争無用論を駁す (二二))

吉野が重視したのは、表面的かつ短期的な成績ではなく、自立した能動的な個人を育成することであつた。現状は阿片のように個人の精神的發達を阻害し、蝕むものであると強く批判した。

そのためには優良なる意見を見分け見出す能力を涵養する機会としての選挙が意味を持つ。政治、政策の議論には必ず保守的、進歩的議論が存在する。それが互いに競争して淘汰されて、最も適切な政見が国民の輿論として残り、これを政府が採用するというのが吉野の考える憲政のすがたであつた。彼はむしろ政争が公然と行われて来なかつたことに、憲政の不全の原因を見出す。

立憲政治が従来の古い政治のやり方と異なる所は、政權争奪の形式を道德化した点にある。(中略)公然と政治家が政争をやるのを妨ぐれば、其の結果として来るものは、必ずや陰密の間に陰險惡辣なる手段で政争をやるといふ事である。故に政争無用論の必然の結果は、政争の形式を昔に戻して、再び之を不道德化することになる。此の点に於て予輩は所謂政争無用論に極力反対するものである。(善政主義と政争無用論を駁す (三二))

吉野は、平民主義の精神は、政治的实践によつて国民を育成し、国家の根本的富強を図る所であると主張したのである。

(四)「所謂官僚閥族は何を憲政發達の為に貢献せるや」

選挙直前、一七、一八日の二日間に掲載された「所謂官僚閥族は何を憲政發達の為に貢献せるや」では、憲政のあり方を総合的に扱った議論によって、本格的に寺内内閣への攻撃、輿論への刺激が展開される。

吉野は、官僚閥族たちは、立憲政治の創設者たる伊藤が「中途半端に描いた」憲政像を曲解している、「專制的に曲げるのが、日本憲法制定以来の根本理想であると考へて居る」とする江木衷の議論を取り上げてこれに賛意を示す。その結果、今日の官僚閥族は、憲政の發達に貢献するどころか大いに妨害しているとして批判する。

吉野の批判は、当時一般的に使われていた「非立憲」といった概念的なものではなく、具体的に官僚閥族が構築した諸制度を指弾するものであった。衆議院議員選挙法をはじめとする憲法付属法、掣肘機関としての枢密院と貴族院、議会が制定する法律より強い効力を持つ勅令などであるが、とりわけ、「折角民選議院を認め、民間の輿論に政治上相当の価値を興へんとして居りながら、此の如き制度では、結局民意の尊重といふことは、有名無実に至る外はないではないか」と、選挙権が制限されていることを問題視した。

加えて、彼らが選挙によって選ばれてきた議員を侮蔑していると指摘し、「官僚閥族が従来いろいろの方法に依つて、憲政の根本枢軸たる代議制度といふものを軽蔑するの風潮を国民の間に振り蒔いた事はまた許る可らざる罪悪である」と難じた。特に吉野が危惧したのは、彼らが学者や教師を用いてこうした風潮を浸透させていることであった。

こうして、彼らが議会と真摯に向き合わず、腕力や金力で対応したことは、代議政の腐敗を招いたと吉野は

論じる。代議政の問題のうち最大のものが腐敗にあることは認めながらも、その責任を議員のみではなく、これを導いた官僚、藩閥の側に求める吉野の論理は、官僚たちが自らの経綸を貫徹することに熱心であったことは評価しつつも、「一時の小益は将来の大害にを償ふに足らざる所以を知らなかったのである」とすることに通じる。

彼らの正義は、吉野からすれば憲政の順当な発達を妨げるものであった。閥をなすのは権勢欲のためであり、その結果、彼らは平民勢力の侵入に対抗していると吉野は見る。そうであれば、彼らが自らの過ちを理解し、立憲政治家として振る舞うことが肝要であり、現実的であった。

勿論之を打破するといふことは、何も全然彼等を排斥して彼等の勢力を全く否認するといふ迄に至る必要は無い。彼等の経験と彼等の才能は固より優に仍ほ国家の用を為さしむるに足るものたるや言を俟たない。(中略) 唯だ彼等が如何にすれば能く国家の為に其の才能を善用し得るかを知らざるものなるが故に、予は切に彼等が此点に覚醒し、党を結んで平民政治に対抗するの過去の誤りを悟り、立憲的政治家として更に新たな出発点を見いださんことを切望して熄まない。(所謂官僚閥族は何を憲政発達の為に貢献せるや(五二))

すでに実務レベルの官僚たちは、専門教育を受けた帝国大学法科大学卒業の学士たちによって占められており、彼らの多くは議会政治の実現という理想を描いていた。さらに、留学から帰国した吉野の斬新な講義は、官僚となるべく帝国大学法科大学に通う未来のエリートたちを刺激し、彼らに大戦後の政治の指針を示してい

た。もはや官僚を敵とするのではなく、藩閥に連なる官僚政治家たちを改心させれば、その前には立憲政治の未来が開けていると見たのであろう。

四月二〇日に行われた総選挙の結果は、総議席数三八一のうち、立憲政友会一六五、憲政会一二一、立憲国民党三五、無所属六〇という結果になった。吉野はこの結果を予想して、寺内内閣と政友会がその関係を公明正大なものとするならば、内閣は強固なものとなるだろうと論じている。⁽²⁸⁾

この時期は、吉野が民本主義の本質を政治の方法に求め、民衆の福祉などを政治の目的に掲げることが本質的ではないと考え方を変化させていた時期であった。⁽²⁹⁾ 結果主義ではない、構造としての平民政治の必要性が主張されたのである。

五、原敬内閣の誕生と政党政治への淡い期待

打倒を目指した官僚閥族の象徴である寺内内閣が米騒動で斃れ、立憲政友会を基盤とする原敬政友会内閣が誕生したことは、吉野にとってひとつの画期となった。閥族との妥協を重ねてきた政友会への疑念を抱えつつも、期待が疑念を凌駕していた。

平民政治を主張する吉野は、原内閣に対しても普通選挙の実施を求めていく。しかし、その吉野をもって、普通選挙の導入は安易に認められるものではなかった。単なる権利要求ではない、現実社会を見据えた普選論が展開される。

（二）「政界の近状 原内閣の成立」

原内閣の成立からおよそ二週間後の大正七（一九一八）年一〇月六、七日に、吉野は「政界の近状 原内閣の成立」という論説を『横浜貿易新報』に掲載した。⁽³⁰⁾この論説は、同月の『中央公論』の巻頭言「原内閣を迎ふ」の議論を詳述したものとなっている。⁽³¹⁾

吉野は、原内閣を成立させた原因を二つ挙げる。第一は、元老、軍閥、政党の三角関係であるとするが、吉野はこれを闇雲に批判しない。むしろ、日本政治では元老、軍閥、政党の「三ツの勢力の間に何等かの形で甘く疎通を附けるでなければ、永く政府に立つ事の出来ないのが、今日までの形勢である」として、政友会の妥協的態度を現実的なものとして評価する姿勢を示している。

第二に、吉野がこれまで論じてきた世界の潮流と時勢の進展を挙げる。国民の自覚とそれに促された政党の勢力の発展があつてはじめて原内閣は誕生したとする。ここでも寺内内閣に対する政友会の態度を評価していることが伺える。

しかし、吉野は、原・政友会内閣の成立は、「必ずしも原氏の人格と能力とに信頼し、又政友会の識見に賛同する所あつたためではな」く、「彼を迎へし所以のものは、彼が民衆の代表者を以て居るからである」と注意を喚起する。民意の負託に依存するのではなく、自ら大いに奮発し、国民の代表として元老や軍閥に妥協してはならないとする。

予輩は原内閣に向つて何処までも彼等を立たしめた所以の根本の大勢に乗じ、瓦全よりも、玉碎を主義として、側目も振らず、民生の幸福に尽力せんことを希望せざるを得ない。（「政界の近状 原内閣の成立

(ト)1

吉野は、原内閣は平民政治を是とする時流によって立ち上がったものとし、その立場を理解して、時流を専制に戻さないことが原内閣の役割であるとした。軍閥の台頭のなかから、元老との三すくみのかたちを作り、政権に辿りついた原・政友会の実績に、吉野は一定の敬意を持ち、期待を寄せていた。

(二)「普通選挙と国民の自由」

世界の潮流と時勢の進展によって政党内閣が生まれたことは、吉野がかつて指摘した普通選挙への動きを加速させた。年末に開会した第四帝國議會では衆議院議員選挙法改正が争点となった。翌八(一九一九)年二月九日には東京と名古屋、一五日には京都で普通選挙期成大会が開かれるなど、運動が広がりを見せるなか、憲政会・国民党が提出した普通選挙導入案に対し、政府は時期尚早を唱えて納税資格を直接国税三円以上に下げに止める案を提出し、これが可決された。

当然、世論は政府の対応に不満を唱え、吉野も三月には数多の論説を執筆、翌四月には著書『普通選挙論』(万葉書房)を出版するなど、盛んに論じた。その後、世上の関心は朝鮮や中国の民族自決運動に移り、普通選挙は注目を失っていった。

そうしたなか、吉野は同年一二月末(二五～二八日)に四回にわたって「普通選挙と国民の自由」を執筆し、第四帝國議會に向けてふたたび普通選挙戦の火ぶたを切った。同月の『中央公論』での論説が普通選挙と労働問題の関係という、都市部に焦点を当てた議論であったのに対し、『横浜貿易新報』の論説は、選挙権と地域

の秩序や地盤との関係を論じたものであった。⁽³²⁾

選挙権は公務を実行する基礎であるから、未成年者や警察官など一定の除外例は必要であるとしつつも、帝國議會がかつてのような租税承諾議會でない以上、所有財産の多寡で権利の有無を区別するのは無意味であり、基準とすべきは判断能力の有無であると吉野は主張する。

若し今日に於て未だ凡ての人に選挙権を興ふべからずとすれば、之れを分つ標準は能力といふ事ではなからぬ。即ち国事を諮る能力を全然欠く者は（中略）除かなければならない。（中略）恒産なきものは恒心なしといふ陳腐な言葉を借て弁解の辞を弄するものあるけれども、今日の世の中に於て最早能力の有無は財産の有無で決せられない。（普通選挙と国民の自由（二））

選挙法が選挙民に求めているものは専門的意見ではない。もし、それを資格にするなら代議士といえども危ういのではないか。専門知の有無を条件とするのであれば、それは制限のために行われている議論であると断じる。

必要なのは政治家の意見を聞き、判断する能力であるというのが平民政治論以来の吉野の主張である。最低限の要求として、消極的であつても選挙における各候補者の意見を聴き、理解し、より道理に叶つたものを受動的に判断すれば、今日の立憲政治を十分運用できるところまで譲歩している。これまで求めてきた能動的な個人という理想像からは、ずいぶんと間口が広がっている。

もっとも、ここには良心の自由という条件が入る。能力面から見れば制限の必要はない。問題は「社会的道

徳的努力を必要とする所」に存在している。すなわち、買収や腐敗、集団投票といった政治社会の抱える問題を指摘する。

とりわけ、地方においては買収や饗応を受けないことは、ムラの秩序を乱す行為であった。のちに後藤新平が中心となって取り組む「政治の倫理化」運動でも、アニメを用いて、ムラの人々に金銭に釣られて「我党内閣の御輿」を担がないこと、「普選の塔」を築く誠実な青年職工が投票用紙に見立てた煉瓦を手に取り、「政治は力なり」「黄金の誘惑」と書かれたものを「自治」と書かれた金槌で打ち壊し、「これで一つ良い事をした」と言わせている。⁽³³⁾ 彼らにとって、買収や饗応を受けることは、むしろ秩序を守る行為であった。

ここに吉野が良心の自由を強調する必要があった。地域に代表される旧来からの秩序を越え、より広い視野で新しい秩序を理解する必要があった。「彼等の利害が度外視されるといふことは、国家の為めと称する実際の政治が真の国家全体の利害と有機的調和を欠くこと」であった。

普通選挙制度の主張は要するに政治的自由の量的拡張である。政治的自由は分量的に出来る丈け広きに及ぶを必要とするけれども、同時に亦質的に自由の意味が拡張しなければならない。(普通選挙と国民の自由 (四二))

選挙権が制限されていること、すなわち有権者の数が限られていることが買収を容易にしている。そうであるならば、普通選挙制度を確立すれば買収は難しくなる。また、吉野はこの選挙法改正で無記名式秘密投票が採用されたことは大いに評価している。投票の秘密を守ることは良心の自由を守ることに繋がるからである。

政党が涵養してきた地盤の存在も批判の対象となる。中央の政治家だけでなく、地方の有志までが党派的に活動していることを吉野は問題視する。「地盤さえ造れば悪い事をして我党が勝といふことになるから各政党は善い事を以て競はないで、其の競ふ所は専ら腐敗習陋の手段を以て地方民を瞞着し依つてもっと地盤を鞏固にするといふ事になる」のであり、地盤の存在が公平な政策競争、ひいては憲政の發達を阻害しているという見方である。

この年に没した吉野の盟友小山東助は、選挙資金をかけない、買収や饗応は行わずに自らの政治的主張をもって選挙戦を戦う「理想選挙」を掲げて再選し、吉野も応援演説に赴くなど大いに支援した。同じく吉野が応援に立った今井も同様であり、彼の当選後には大阪理想選挙記念大会が開催されている。⁽³⁴⁾ 道徳的基礎を築き、言論の自由によりそれを支えることを主張する吉野たちにとって、⁽³⁵⁾ 理想選挙は、平民政治の理想であると同時に彼らの思い描く社会基盤をはぐくむ方策であった。

この時期、吉野は国家と社会の区別を否定し、個人の国家への帰属を説く立場から、さまざまな社会秩序の存在を前提として、より多元説的な論理を展開していた。⁽³⁶⁾

政友会内閣が普通選挙を時期尚早としたことに対し、吉野は普選の必要性を唱えながらも、日本の地域レベルにおける政治社会、政治文化の持つ因習を取り払う必要をより強調して論じた。選挙法という目に見える制度を変えることはもちろん重要であるが、個人の政治的自立という観点に立てば、目に見えない制度の方がより大きな阻害要因として、平民政治の実現の前に立ちはだかっている。吉野はそう認識していた。

(三) 「普選問題」

大正九（一九二〇）年五月一〇日、第一四回衆議院議員総選挙が実施された。小選挙区制を採用した結果、選挙は与党政友会が過半数を超える圧勝となった（四六四議席中、政友会二七八、憲政会一一〇、国民党一九、無所属四七）。この総選挙の争点は普通選挙導入の是非にあった。その意味において、政友会の圧勝は普通選挙の敗北を意味するとも考えられた。

総選挙から一ヶ月後の六月一二日と翌一三日に、「普通選挙問題」と題した論考を発表した吉野は、普通選挙は輿論となつて居るのかと自問する。そして、自らの実感として「数量的に見ては確に輿論になつて居ないと自白せざるを得ない」と、普通選挙者であるはずの吉野は困難な現状を吐露する。ここで吉野は現状における普通選挙の担い手について若干の考察を施している。

有識者階級の間には普通選挙を理解し、之を賛成し、否之を是非とも実現せんとする少数のものはあるけれども、其多くは尚未だ之が即時実行を必要とする所以に徹底的理解を持つて居ない（中略）下級階級の間では、普通賛成の声を立つるもの頗る多いけれども、之は普通選挙の何たるを知らずして賛成する輩であつて、未だ本当の味方と許す事は出来ないのである。（「普通選挙問題（一）」）

かつて吉野は原内閣の成立に際して、所有財産の多寡で権利の有無を決めることの無意味を論じ、判断能力を基準とすることを提案した。しかし、同時に、道理に叶つたものを受動的に判断できればよいとその間口を広く取るようになっていた。

それにも関わらず、ここでは「有識者階級」と「下級階級」をわけ、前者には即時実行に向けた理解が足り

ず、後者には普選そのものへの理解が足りないかと断じている。普選運動の担い手に対する強い不満が見える。

同様に、その不満は普選を唱える政治家にも向けられる。ある在野党の有力者は、議会で政府を苦しめる材料を探して、かつてはシベリア問題や物価問題を取り上げていたが、現在は、いちばんよい攻撃材料として普選を利用していきなり、「此の如きは即ち普選を利用して政争の具に供するものであり、何等の益なくして、寧ろ弊害を伴ふものである」と批判する。

とりわけ、萌芽期にある普選論を本来の思想的背景を無視して政争の具としてすることに強い反感と危惧を示し、普選論者にも正閏があること、普選の旗印を揚げた偽物の普選論者があるとの指摘は痛烈であった。憲政会の唱える選挙権拡張論すら、彼の考える普選論とは距離のあるものとなっていた。もはや既成政党は吉野が期待を寄せる対象とはならなかつたのである。

第一次世界大戦中から吉野が唱えてきた哲人政治から平民政治への移行は、原内閣の成立によって達せられたかのように思われた。しかし、原内閣は普選は時期尚早とし、普選を争点とした総選挙の結果は政友会の圧勝に終わった。

吉野はこれを普選論が輿論となっていないことによる敗北であると認めた。そのためには担い手をさらに育成しなければならぬ。そのためには、普選を政争の具とすることはかり考えている既成政党は頼るに足らないものと捉えられるようになっていった。畢竟、先導者としての吉野の役割は、より実践者に近いものへと踏み出したものとなる。吉野にとっての転換期とされる大正九年の変化は、『横浜貿易新報』の論説にも如実に表われていた。

六、人種差別問題からみるアメリカと日本

普通選挙の導入によって平民政治の実現を目指した吉野は、すでに見てきたように、この時期、盛んに普選論を展開していた。大正八（一九一九）年四月に刊行された『普通選挙論』はその代表的なものであった。

ところが、ちょうど『普通選挙論』が刊行された同月、吉野はある新しい題材による論説を展開した。⁽³⁷⁾人種差別問題である。以下、翌九年一〇月に掲載された人種平等に関する論考とあわせて考察する。⁽³⁸⁾

（二）「人種問題と日米関係」

第一の記事は、大正八年四月一二日から三日連載された「人種問題と日米関係」である。吉野がこの問題を取り上げた直接の理由は、国際連盟の規約委員会で日本が人種的差別待遇の撤廃を提案したことであった。冒頭、吉野はこの提案を取り上げ、異議も起こりそうにないことであるにも関わらず、色々と故障があり難航している事実を伝える。

なぜ、国連における人種差別撤廃の提案が日米関係と関連づけて論じられるのか。もちろん、その背景にはアメリカにおける日本人移民排斥の問題がある。吉野は、日本人移民の入国許可、ハワイ移民の転航、日米紳士協定、カリフォルニア州排日土地法の制定といった歴史を紐解いたうえで、西海岸に排日思想が勢いを得ていることを指摘し、アメリカにおける日本人移民への差別的待遇を批判する。

吉野は、この問題の本質は人種の差異ではなく、日本人だから嫌われているところにあると見る。直接に多

数の日本人移民と接触したことによる米国人が、安い賃金、風俗習慣の違い、共同生活に合致しないといった彼らにとっての不利益から日本人を嫌い、接触した経験のない米国人は、印象論的に日本人を危険人種と見ているというのである。

昔はこういう考へはなかった。(中略)然るに日露戦争頃からこういう風潮が段々変ってきた。左様して之れを变らしめた原因は、日露戦争に於て示した日本人の能力の偉大なるにもあらんが、主としては戦後の日本の大陸に対する発展政策の動機が侵略的と疑はれたからである。(「人種問題と日米關係(三)」)

アメリカ側の誤解もあるが、日本の側にも反省の必要があるとする。排日思想の根は深いというのが彼の理解であった。もとより移民の待遇を決めるのは国内法であり、国連で論ずるべきことは分けるべきであり、吉野は「只漫然人種的差別の撤廃を要求するといふのでは、彼も容易に之れに應せざるべきは元より明白である」とし、日本政府が真にこの問題に取り組もうとするのであれば、被差別民族の代表として取り組むべきことを望むとする。

そして、吉野はこの論説をアメリカや国連に対する批判ではなく、日本の態度を顧みるものとして締めくくる。日本が真にこの問題に取り組むのであれば、日本人自身も中国人や韓国人に対する態度を考え直さなければならぬ。彼らの庇護者として活動していた吉野ならではの転回である。

(二)「人種平等の提唱と日米問題」

吉野は翌九年一〇月二七日からも、カリフォルニア州議會での排日政策が高揚をみせるなかで二回にわたってこの問題をより具体的に取り上げている。⁽³⁹⁾たとえ国連で決議しても、現行の差別的待遇は直ちには排除されない。相当に理由のある差別的待遇は認められるとして、次のように例示する。

例へば我邦に支那の下等移民が大挙来住して、阿片吸引や、賭博などの悪習を以て、旺んに周囲の風紀を乱して居るといふやうな場合に吾々は人種平等の原則を尊重せねばならないといふ処から特に彼等の在住に制限を加ふる事を避けねばならぬだらうか。(一)人種平等の提唱と日米問題 (一一)

そうであるなら、まず差別の理由を吟味する必要がある。米国は日本人排斥の理由を明示することをことさら避けているが、これは帰化の可否から論じることができる。米国において帰化の可能不可能の基準は人種に依っており、これは行為によるものではなく、人種による区別であるから認められない。人種の差によって権利の享有に重大な差異があるのなら、人種平等の原則が確立するのを待つまでもなく、その不当を争うべきであると吉野は主張する。

この主張を行えば、米国における日本人排斥の状況を変えることができるかもしれない。しかし、日本はこの問題の不当を、ひいては人種差別撤廃を主張する資格があるのだろうか。吉野は問う。

道徳的教訓は有徳の人の口より出づるので大に權威がある。否らざれば其教訓は偽善者の為めにする所の言い前に過ぎないなど見らるるの虞がある。而して日本は斯ういう意味に於いて果して適当な地位にあ

るかといふに、吾々は遺憾ながら強て断言するの勇氣を持たないのである。何故なれば日本自身に於て今日尚他の不当なる差別的の事実が蔽存して居るからである。(一)人種平等の提唱と日米問題(四二)

中国に対して、韓国に対して日本が取っている対応に鑑みれば、日本は提案者として不適当である。⁽⁴⁰⁾そのため、前回の提案は広く賛成を得ることができず失敗した。日本をこの正統な提案者とするためには、道徳的國家となる準備が必要となる。吉野は、日米問題の解決に資することを目的とせず、人種差別問題を提案できるだけの國家になるよう心がけることが重要であると説いた。普遍的な道徳への希求が生まれはじめていた。それは行き悩む平民政治に対する吉野自身にとつての処方箋でもあつた。⁽⁴¹⁾

おわりに

こののち、吉野の『横浜貿易新報』における論説は、大正一二(一九二三)年七月の「尼港事件の側面観」を最後に見られなくなる。同年九月一日には関東大震災があり、横浜貿易新報社も壊滅的な打撃を受けた。同紙は一三日には臨時号の発行を開始し、一一月には口述筆記を担当していた宮城が吉野のもとを訪れ、二人は互いの無事を祝っている。

翌一三年一月には六面に減面したものの、なんとか本再開にこぎ着けた。しかし、それ以降、同紙に吉野の連載記事を見出すことはできない。護憲運動、普通選挙の導入とまさに吉野が力を尽くしてきた課題が達成されていくが、吉野の論説は現れなかった。

まず考えられる理由は、吉野が一三年一月に『東京朝日新聞』に入社したことだろう。しかし、吉野がわずか半年で同社を退いたあとも『横浜貿易新報』には復帰していないし、『中央公論』から専属契約を求められた際に断固拒否していることから考えても、東京朝日に入社する際に他紙に寄稿しないと云った類いの約束がなされたとは考えにくい。⁽⁴²⁾

震災に際して生じた朝鮮人虐殺事件をまとめた論説が掲載禁止になるなど、吉野はこの頃から特に警察の監視を受けるようになっていた。それに加えて、小山亡きあと、『横浜貿易新報』と吉野の関係をつないでいた島田三郎が同年一月一四日に没したことも連載が終わるきっかけとなったと思われる。前述したとおり、島田の全集は吉野を编者として刊行されたが、吉野はその追悼会でも、差し障りがあるとして演壇に立つことを辞退している。⁽⁴³⁾

他方、吉野とともに「大正講談」を担当してきた堀江帰一の経済論説と、三宅磐が直接に依頼していた与謝野晶子の連載は継続している。⁽⁴⁵⁾ それどころか、それまで婦人欄に置かれていた与謝野の文章は同年三月から日曜日の一面冒頭を飾るようになり、内容もこれまでの家庭論や文学論を越えて「大正の新政」「政界の老人達に」「米国に対して」「普選案の犠牲」と、多様な話題を扱うようになった。⁽⁴⁶⁾

ですます調の平易な文体で読者の視点に立った与謝野の随筆に比すれば、吉野の生硬な論述は時代にそぐわなくなつた感も否めない。「普通選挙と国民の自由」で普選を論しながら婦人参政権には触れないなど、⁽⁴⁷⁾ 吉野はときに現実的な議論に止まり、理想的な妄想を振るうにためらいがあったのだろう。

吉野が『横浜貿易新報』で論説を展開したのは、まさに彼が言論の舞台で高らかな主張を繰り広げた時期であった。平民政治と普選をめぐる議論は、時局の読み方を教え、時流としての平民政治の実現、それによる日

本の富強を主張している。

注意したいのはアメリカと中国への視線である。第一次世界大戦後、指導力を高めていくアメリカと日本がどう向き合っていくか。日本はそこで人種差別撤廃を国際世論に訴えた。しかしこれは大勢とならなかった。

吉野は、その原因を日本の中国に対する態度に見いだす。このダブルスタンダードと道徳性の問題は、国内政治にも密接に絡んでくる。政治的自由を涵養して、政争を実践し、意識を高めること。それは憲政のみならず、世界の中の日本をたらしめるための公論形成であった。

『中央公論』を主な舞台として言論活動を行った吉野が、『横浜貿易新報』というやや特殊な地方紙に連載を持ったことは、その論説に新たな広がりを与えたように思われる。同様の題材を扱いながらも、『横浜貿易新報』では、地方の実状を織り込みながら説いていくスタイルが貫かれている。理想よりも現実に即した議論を展開してきた吉野ならではの配慮が見て取れる。

昭和八（一九三三）年三月一八日、時代が平民政治から遠ざかっていくなかで吉野はその生涯の幕を下ろした。当初、『横浜貿易新報』は逝去の事実を淡々と伝えるばかりであったが、一ヶ月あまり過ぎた五月一日、⁽⁴⁸⁾与謝野が日曜論説に追悼文を寄せている。⁽⁴⁹⁾それは吉野が公論空間を展開してきた『横浜貿易新報』にふさわしい一文であった。

偶然ながら博士と私は思想に於て触れる所があり、博士の時論を愛読する一人として間接にいろいろの示唆を受けていた（中略）博士の文章を読み、博士と同じく黎明会に籍を置きながら、まだお目に掛からず
にゐる私が、すでに博士の個人的温情を間接に感ずることが出来たのは大正の中頃からである。

博士は一面に論客であり、常識的だと思はれるほど世相に即して立論せられた。決して矯激な観念論者ではなくて、人道と国民との愛に熱しながら、世界と祖国との遠近法を考慮し、日本人の歴史的特殊性をより善く未来に生かしめようとする経世的論客であった。(中略)

国民の思想は急テンポを以て変化した。その変化の促進は博士等先覚者の指導のためである。我々は茲に博士を失つて、その指導の恩を追想し感謝せねばならない。(吉野博士を憶ふ)

〔付記〕 本稿は二〇一〇年九月五日に吉野作造記念館(宮城県大崎市)で行った研究報告「吉野作造と大正の公論空間」の内容を加筆、修正したものである。コメントをいただいた猪木武徳先生、阿川尚之先生、荻部直先生、大川真先生、奈良岡聰智先生、小川原正道先生をはじめ皆様に御礼申し上げます。

本稿作成に際しては、横浜開港資料館にて特別展「『横浜貿易新聞』創刊一二〇周年地域メディアの誕生——横浜・神奈川のオビニオンリーダーをめざして」を担当された松本洋幸氏(同館調査研究員)に資料収集をはじめとして多大なご助力を賜わった。記して感謝したい。

注

- (1) 三谷太一郎『新版大正デモクラシー論』東京大学出版会、一九九五年、一二三頁。
- (2) 「吉野作造著作年表」『書簡・年譜・著作年表ほか』(吉野作造選集 別巻)(岩波書店、一九九七年)。
- (3) 同館所蔵の複製版は現在までに見つかっている『横浜貿易新報』の原紙をほぼ網羅しているが、大正七(一九一八)年七～九月の三ヶ月分、一〇年七月から一二年一月までの七ヶ月は欠けている。
- (4) 以下、『横浜貿易新報』の概要については、特筆しない限り神奈川新聞社編刊『神奈川新聞小史』一九八五年に依っ

た。

- (5) それ以前に『横浜貿易日報』という新聞が存在したが、長くは続かなかったようである（山室清『横浜から新聞を創った人々』神奈川新聞社、二〇〇〇年、一二二頁）。
- (6) 『横浜毎日新聞』創刊の主体となった横浜貿易商組合は、鉄道問題をめぐる対立から明治十九年六月に解散しており、その役割は横浜商業会議所が部分的に継承していた。
- (7) この連載は明治四二年に『横浜開港側面史』としてまとめられ、同社から刊行されている。
- (8) 以下、三宅については斎藤秀夫「市民の登場と三宅磐」『横浜開港資料館紀要』八号、一九九〇年。
- (9) 塚田景・土本利和「横浜市長と三宅磐」『日本建築学会計画系論文集』五七〇号、二〇〇三年、一一三頁。
- (10) 島田三郎「小山鼎浦の政治思想」〔西田耕三編『鼎浦小山東助の思想と生涯』鼎浦小山東助顕彰会、一九七九年、四三五頁〕。
- (11) 鼎浦会編『鼎浦全集』第三卷、鼎浦会事務局、一九二五年。
- (12) 田澤晴子『吉野作造』ミネルヴァ書房、二〇〇六年、二四頁。
- (13) 『日記二』（吉野作造選集一四）〔岩波書店、一九九六年〕、大正四年三月八〜一二日条。小山は当選し、続く第一三回総選挙でも連続当選を果たした。
- (14) 横浜市の振興策を問うもので、一等の賞金は三〇〇円であった。入賞した論文五編は同社編『横浜振興策』（横浜貿易新報社、一九一六年）として刊行された。
- (15) 前掲『日記二』大正四年五月三日条。
- (16) 吉野「日支交渉論」『横浜貿易新報』大正四年五月五日付。
- (17) 吉野「島田三郎先生を弔す」『中央公論』三八年一三三号、一九一三年。
- (18) 吉野編『島田三郎全集』警醒社書店、一九二四年。吉野の弟、信次（のち商工次官）が東京帝国大学に進学した際

の学費の工面を島田に依頼したという逸話も残されている（前掲田澤、八四頁）。

(19) 「大正講談」は第三七回「講和問題に対する觀察（下の下）」（大正六年九月二日）まで続き、それ以後は連載名のない論説となる。同年一〇月の紙面改革に伴う変更と考えられる。

(20) 松本三之介『吉野作造』（近代日本の思想家一一）（東京大学出版会、二〇〇八年）、八四頁ほか。

(21) 前掲山室、一八六、七頁。

(22) 「日記原本卷末資料」（吉野作造選集一五）（岩波書店、一九九六年）。

(23) 前掲『日記Ⅱ』大正六年三月一六日～三〇日条。この三月後半の一五日だけで筆記は一〇回に及ぶ。

(24) 同上、大正六年四月二〇日条。

(25) たとえば石橋湛山「哲人政治と多数政治 善政を布かば何人にも可なるか」『第三帝国』七七号、一九一六年一月。

(26) 田中王堂『卿等のために代言す』広文堂書店、一九一七年、一三三頁。

(27) 同月一四日には、大阪市福島で今井嘉彦の政見発表演説会に参加し、「欧州大戦と平民政治」と題して、ほぼ同内容の演説を行っている（官僚政治の崩壊 吉野博士演説）『大阪朝日新聞』一九一七年四月一五日付）。

(28) 吉野「総選挙後の寺内内閣の執るべき態度」『中央公論』一九一七年五月号。

(29) 三谷太一郎「思想家としての吉野作造」『日本の名著 吉野作造』中央公論社、一九八四年、二九頁。吉野の唱えた「民衆の利福」「人類の幸福」は、その意味内容が常にあいまいであった（古川江里子『美濃部達吉と吉野作造』吉川弘文館、二〇一一年、六八頁）。

(30) 『選集』の著作年表に未収録。

(31) 吉野「原内閣を迎ふ」『中央公論』一九一八年一〇月号。

(32) 吉野「社会改造の第一階段としての普通選挙論」『中央公論』一九一九年二月。以後、二月には『河北新報』

で、翌九年一月には『六合雜誌』でも普選論を展開している。

(32) 東京国立近代美術館フィルムセンター蔵「映画演説 政治の倫理化」(一九二六年)。幸内純一が代表を務めるスミカズ映画創作社が作成したもの。

(34) 今井嘉幸『今井嘉幸自叙伝 五十年の夢』神戸学術出版、一九七七年、一八九頁。

(35) 吉野「言論の自由と国家の干渉」中・下『横浜貿易新報』一九二〇年一月二七、八日。

(36) 荻部直「大正グローバルゼーションと『開国』」「思想」一〇二〇号、二〇〇九年。

(37) 同月に『東方時論』、翌五月には『中央公論』『海国公論』にも同様の論説が掲載された。

(38) いずれも『選集』の著作年表に未収録。

(39) 同月と翌一月の『中央公論』、一月の『婦人公論』『国際法外交雑誌』でもこの問題を扱っている。

(40) 前掲『三谷』新版 大正デモクラシー論 一六〇頁。

(41) 吉野はしばしば「道徳的関係」を強調して、ここに精神的安定を求めている。とりわけ、国家と国民の関係を論じる際に多く用いられ、それは市民が国体に従する論理として扱われている(住友陽文「国体と近代国家」『人文学の正午』四号、二〇一二年)。

(42) 前掲『日記Ⅱ』大正一三七月一五日条。

(43) 吉野「島田三郎先生の追憶」(『随筆』(吉野作造選集二))岩波書店、一九九五年。もともと、大正一三(一九二四)年一月一四日の一周忌祈念追悼講演会では、吉野も「政教交渉」と題して講演している。

(44) 浮田の論説が「大正講談」の連載中に見られなくなり、吉野の論説がしばしば休んだのに対して、堀江の経済論説は、震災前から毎月下旬に間断なく掲載され続けていた。堀江の日記によれば、毎月一三日頃に執筆する習慣になっていたようである(堀江「日記」『堀江焜一全集』第十卷、改造社、一九二九年)。堀江も吉野と同様に『中央公論』にも頻繁に寄稿していたが、日記の記述によればいずれも口述筆記のかたちは取らず、自ら執筆していたようである。

なお、堀江の全集第十巻の巻末にある著作目録には、『横浜貿易新報』の連載記事は収録されていない。

(45) なお、同年六月一〇日に実施された神奈川県議會議員選挙に三宅は憲政会から、宮城は無所属でいずれも横浜市選挙区に出馬した。三宅は四九六票で当選、宮城は一五一票で落選している（櫻井良樹「戦前期千葉県・神奈川県における県議会総選挙の結果について」『麗沢大学論叢』一〇号、一九九九年）。

(46) 与謝野が同紙に掲げた論説は八一六編を数える（影山昇「与謝野晶子と『横浜貿易新報』」『成城文藝』一七三号、二〇〇一年）。

(47) 前掲、吉野「普通選挙と国民の自由」。吉野は女性が自主独立の聡明さを持つことには積極的であったが、婦人参政権については時期尚早として漸進論を取っていた（齋藤由佳「吉野作造における『婦人』解放論」『吉野作造研究』七号、二〇一〇年）。

(48) 「吉野作造博士昨夜逝く」『横浜貿易新報』一九三三年三月一九日付、「吉野博士告別式」同三月二二日付。いずれも事実報道であり、感慨や評価は記されていない。

(49) 与謝野「吉野博士を憶ふ」『横浜貿易新報』一九三三年五月一日付。この記事には与謝野が吉野の主唱により黎明会の会員に推薦されたこと、甥に当たる赤松克麿が吉野の指導で博士となったことなど、両者の交際が記されている。